



令和8年(2026年)12月検針分から

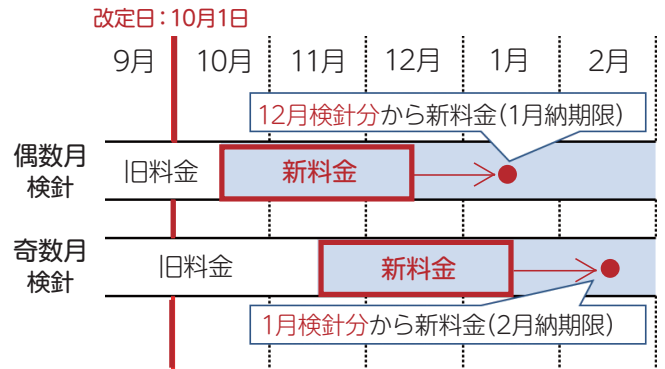
下水道使用料が変わります

① 新旧下水道使用料対比表(2カ月税抜き)

用途別	基本使用料		従量使用料		
	旧	新	使用量	旧	新
一般汚水	1,200円	1,400円	20㎡以下	50円	70円
			21～60㎡	130円	150円
			61～100㎡	170円	190円
			101～200㎡	205円	225円
			201㎡以上	240円	260円
浴場汚水			1㎡あたり	90円	90円
臨時用等			1㎡あたり	400円	400円

●新しい下水道使用料は、裏面の早見表をご覧ください。

新料金の適用イメージ



●改定日以降、新たに下水道を使用される方は除く。
※11月検針分をもって、物価高騰対策として実施している水道基本料金の免除が終了します。

② 下水道使用料改定の背景

●施設の老朽化対策

市内の主要な下水道施設は、平成10年代前半を中心に供用を開始しており、今後は大規模な改修が必要になります。あわせて、施設の更新や耐震化を進めることで、大規模災害に備えます。

●20年ぶりの改定

前回の改定は平成16年で、20年以上使用料を据え置いて事業運営を続けてきました。今後も安定した下水道事業を運営するため、今回使用料を改定します。

●使用料収入の減少

節水機器の普及や人口減少により、下水道使用料収入は減少しています。一方で、物価や人件費は上昇しており、使用料改定を行わなければ、安定した下水道事業の運営が難しくなります。

●経営の健全化

改定時期を先送りすると、将来の負担が大きくなります。今回の改定により、負担の急増を抑えながら、今後も健全で効率的な経営に取り組みます。

下水道マスコットキャラクター「スイスイ」



③ 使用水量のお知らせの見方

下水道使用料は、2カ月に1回、水道料金と合わせてお支払いいただいています。

(1) 下水道使用量

基本的に、水道使用量が下水道使用量となります。

(2) 下水道使用料

下水道使用量に従量単価をかけた金額になります。

ご使用水量のお知らせ			
令和8年	月分 (	~	)
お客様番号	00-00-000-000-00	口 径	mm
メーター番号		用 途	一般用
今 回 の 指 針			
前 回 の 指 針			
旧メーターの使用量			ml
修 正 水 量			ml
今 回 の 使 用 量	(1)	25	ml
(参考) 前回の使用量			ml
(参考) 前年同月使用量			ml
検針日		検針員 三木市水道お客さまサポート	
今回のお知らせ金額			
水 道 料 金			円
内 消 費 税 (上 水) 10%			円
下 水 道 使 用 料		3,905	円
内 消 費 税 (下 水) 10%	(2)	355	円
ご 請 求 予 定 額			円
口 座 振 替 日			

④ 改定後の下水道使用料の例

使用量(2カ月)	20㎡	40㎡	800㎡	2,000㎡
〈イメージ〉	〈2人暮らし〉	〈4人暮らし〉	〈店舗〉	〈病院など〉
改定前	2,420円	5,280円	196,570円	513,370円
改定後	3,080円	6,380円	214,390円	557,590円
差額	+660円	+1,100円	+17,820円	+44,220円

下水道使用料に関する詳しい情報はこちら▶



三木市下水道事業経営検討委員会の検討内容はこちら▶



問い合わせ先

三木市役所 上下水道部 下水道課 下水道業務係

電話番号 0794-82-2010 E-mail: gesui@city.miki.lg.jp